

○日本消防検定協会役員給与規程

(昭和 39 年 10 月 20 日)

最終改正 平成 22 年 3 月 19 日

(総則)

第 1 条 日本消防検定協会の役員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与)

第 2 条 給与(非常勤の役員に対する給与の支給を除く。)は、俸給、特別地域手当、通勤手当及び特別手当とする。

(俸給)

第 3 条 俸給は、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ当該各号に定める金額を支給する。

- | | | |
|---------|----|-----------|
| (1) 理事長 | 月額 | 947,000 円 |
| (2) 理事 | 月額 | 840,000 円 |
| (3) 監事 | 月額 | 726,000 円 |

2 前項に規定する俸給は、特別な事情がある場合には、別に定めるところにより減額することができる。

(特別地域手当)

第 4 条 特別地域手当の月額は、俸給月額に 100 分の 12 を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第 4 条の 2 役員の通勤手当は、日本消防検定協会職員給与規程(昭和 39 年 3 月 31 日)第 11 条から第 14 条までの規程を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 5 条～第 8 条 「略」

(特別手当)

第 9 条 役員の特別手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下、この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して、それぞれ基準日の属する

月の理事長の定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した役員にも同様とする。

- 2 役員の特別手当の額は、それぞれの基準日現在において役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給月額に 100 分の 25 を乗じて得た額並びに俸給月額及び特別地域手当の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計に、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 19 条の 8 に定める支給割合に乗じて得た額を基準として基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、総務大臣の承認を得て、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

（非常勤職員の給与）

第 10 条 非常勤役員の給与に対する給与の支給については、毎年度予算の範囲内で理事長が定める。

附 則

「略」